

# 住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方々について、

原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

(これまで)

- ・ 対象：離職・廃業から2年以内の方
- ・ 要件：ハローワークへの求職申し込みが必要

## 対象の拡大 (4月20日～)

休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況にある方も対象

## 更に使いやすい制度へ (4月30日～)

ハローワークへの求職申し込みが不要に

## 支給上限額 (生活保護の住宅扶助基準額)

※お住まいの市町村によって額が異なります。

	富山市	高岡市	その他の市町村
単身世帯	33,000円	29,000円	22,000円
2人世帯	40,000円	35,000円	26,000円
3～5人世帯	43,000円	38,000円	29,000円

※詳しくは、お住まいの市町村の自立相談支援機関(住宅、仕事、生活などの相談窓口)にご相談ください。

# 1. 支給要件 (以下の(1)から(7)のすべてに該当する方が対象)

- (1) ①離職・廃業後2年以内の方 または ②給与等を得る機会が個人の責に帰すべき理由によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況になる方
- (2) 上記(1)により住居を喪失した方又は喪失する恐れのある方
- (3) 主として世帯の生計を維持している方
- (4) 申請日の属する月における、申請者の世帯収入の合計額が基準額(※1)に家賃額(※2)を合算した額以下であること。

(※1) 「基準額」=市町村民税均等割が非課税となるものの収入額の12分の1

(※2) 地域ごとに設定された生活保護の住宅扶助の限度額

## 《県内の目安》

世帯収入合計額	富山市	高岡市	その他の市町村
単身世帯	114,000円	110,000円	100,000円
2人世帯	163,000円	158,000円	141,000円
3人世帯	200,000円	195,000円	169,000円

- (5) 申請日における申請者の世帯が所有する金融資産の合計額が基準額×6(ただし、100万円を超えないものとする。)以下であること(※3)

(※3) 「基準額」=市町村民税均等割が非課税となるものの収入額の12分の1

## 《県内の目安》

金融資産合計額	富山市	高岡市	その他の市町村
単身世帯	486,000円	486,000円	468,000円
2人世帯	738,000円	738,000円	690,000円
3人世帯	942,000円	942,000円	840,000円

- (6) 申請者及び世帯員が離職等に対する類似の給付等(職業訓練受講給付金を含む。)を受けていない方
- (7) 申請者及び世帯員が暴力団員でない方

## 2. 支給額および支給期間・方法

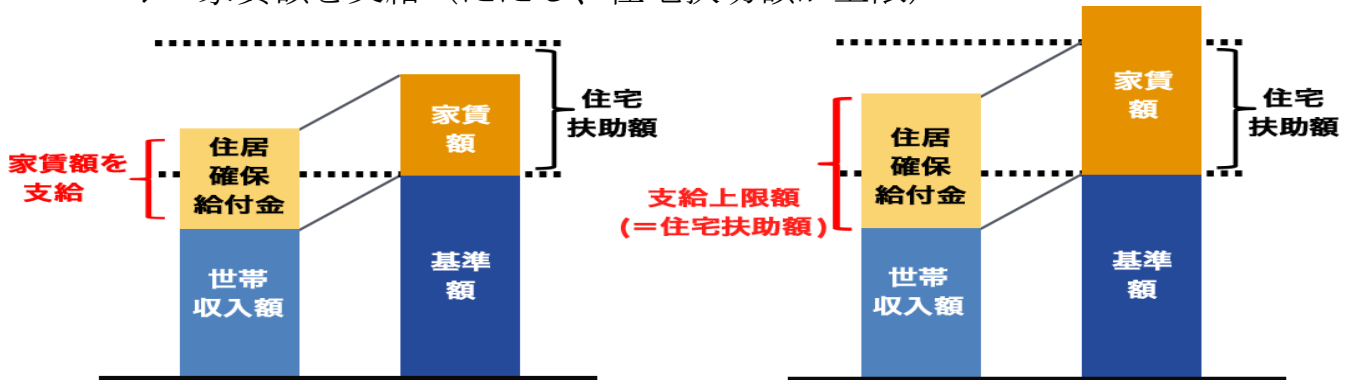
### (1) 支給額

お住まいの市区町村や世帯の人数によって異なります。

<支給イメージ>

○世帯収入額が基準額以下の場合

→ 家賃額を支給（ただし、住宅扶助額が上限）



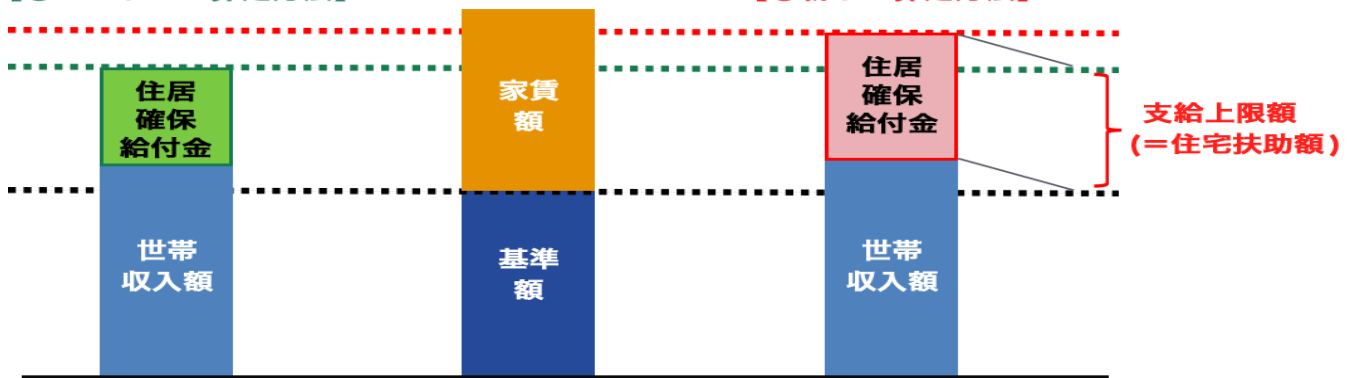
○世帯収入額が基準額を超える場合

→ 基準額+家賃額-世帯収入額 を支給（ただし、住宅扶助額が上限）

住居確保給付金はこれまでは離職・廃業した方が対象であったところ、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業により収入低下した方等も支給対象としたことに鑑み、令和2年7月分の住居確保給付金から（※）、以下の②の算定方法で支給されます。

【①これまでの算定方法】

【②新しい算定方法】



※ 令和2年4月分の住居確保給付金から受給されている方は、4月分に遡って、②の算定方法で支給されます。

《県内の住宅扶助基準額》

	富山市	高岡市	その他の市町村
単身世帯	33,000円	29,000円	22,000円
2人世帯	40,000円	35,000円	26,000円
3～5人世帯	43,000円	38,000円	29,000円

(2) 支給期間

原則3か月（一定条件のもと、9か月を限度に延長支給が可能）

(3) 支給方法

月ごとに、自治体から直接、住宅の貸主等の口座へ振込みます。